

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

事例1

提出先、申告年分などを書いてください。
○□には「5」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー(個人番号)、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治 1、大正 2
昭和 3、平成 4
令和 5

※ 住所地以外の居所・事業所等の所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所又は居所・事業所等」欄の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、住所地以外で申告をする場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、「令和 年」の空白に「6」と書き、令和6年1月1日現在の住所を書いてください。

申告の種類を表示します。

山林所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。

青色申告者の方は、「青色」も「○」で囲みます。

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書第一表(上部)

令和 6 年 2 月 16 日 令和 05 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 FA2203

納税地 〒XXXX-XXXX 個人番号 XXXXXXX-XXXX 申告年月日 3 | 4 | 1 | 1 | 0 | 9

現在の住所又は居所・事業所等 Y市〇〇町1-10 フリガナ オオサカ タロウ 氏名 大阪 太郎

住所(住所)又は所在地 F市△△町7-3-14 氏名又は名称 株式会社 ○〇商事

収入金額等	所得金額等	税	計	算
給与 6700000	4930000	源泉徴収税額 4930000	申告納税額 4930000	確定申告税額 4930000
公的年金等 4930000				
雑所得				
合計	4930000			

第三表(12ページ)へ

収入金額等 所得金額等

該当する各種所得の収入金額等と所得金額等を書いてください。
なお、事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」(青色申告の方は、「青色申告決算書」)に基づいて書いてください。
この事例は、山林所得以外に給与所得がありますので、「給与所得の源泉徴収票」に基づいて書きます。
書き方については、7ページで説明しています。

給与所得

給与所得の金額は、23ページの「3 給与所得金額の計算表」で求めることができます。
なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除(23ページ)の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受けられる方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415 給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

住所(住所)又は所在地 Y市〇〇町1-10 氏名 オオサカ タロウ 大阪 太郎

給与・賞与	6700000	4930000	1540000	255700
源泉徴収税額				
所得控除の合計額				
源泉徴収税額				

給与控除の合計額 380000

源泉徴収税額 580000

源泉徴収税額 50000

源泉徴収税額 50000

令和 41 11 9

住所(住所)又は所在地 F市△△町7-3-14 氏名又は名称 株式会社 ○〇商事

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を収入金額等の「⑦雑(公的年金等)」欄に転記してください。
また、所得金額等の「⑦雑(公的年金等)」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページで求めることができます。

合計所得金額にご注意ください。

9ページで作成する第一表の所得から差し引かれる金額(所得控除額)は、あなたの令和5年分の合計所得金額に基づき、その控除額の計算や控除の適用の可否を判定するものがあります。
合計所得金額とは、左記第一表の所得金額等「⑫合計」欄の金額に申告分離課税の所得金額(土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。
この事例の場合の合計所得金額については、10ページを参照してください。

事例1

3 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

事例1

申告年分、空白部分、住所、氏名などを書いてください。

○「社会保険料控除」欄など

第一表の13欄から23欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください(旧生命保険料に係る1契約9千円以下のものを除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の41ページを参照してください。)

13 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

15 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

16 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号 FA2303

住所 大阪府 Y市〇〇町1-10
氏名 大阪 太郎

源泉徴収税額 255,700

第一表48欄へ(13ページ)

第二表(令和5年分以降適用) 第一表13欄から23欄を転記して記入してください。

所得の種類	種目	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料	6,700,000	255,700

総合課税の課税所得、一時所得に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費等	課税金額
給与	6,700,000	4,930,000	1,540,000

配偶者や親族に関する事項

氏名	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
大阪 花子	配偶者	41.11.18	特	特	特	特

事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度	仕事の内容	専従者給与(控除額)
大阪 太郎		本人				

住民税・事業税に関する事項

課税区分	課税額	控除額	納付額
住民税	380,000	580,000	50,000

この事例では、あなた(山林を伐採して売却された方)の合計所得金額(7、10ページ参照)が1,000万円を超えているため「配偶者(特別)控除」(9ページ参照)の適用ができませんが、配偶者が同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。

詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

○住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別徴収」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

4 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

申告書第一表(左下部)

所得から差し引かれる金額	金額
社会保険料控除	580,000
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	500,000
地震保険料控除	500,000
基礎控除	480,000
合計	1,160,000

第三表29欄へ(12ページ)

この事例では、山林を伐採して売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

Y市〇〇町1-10
株式会社 〇〇商事

項目	金額	控除額	支払金額
給与・賞与	6,700,000	1,540,000	4,930,000
社会保険料等の金額	580,000	580,000	0
生命保険料の控除額	500,000	500,000	0
地震保険料の控除額	500,000	500,000	0
基礎控除	480,000	480,000	0
合計	8,760,000	3,500,000	5,260,000

令和 41.11.9

「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から上のように入力することができます。

※ 13欄から24欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、13欄から24欄の記載を省略し、25欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

21~22 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和5年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和5年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者(特別)控除額は、22ページの「2 配偶者(特別)控除額表」又は「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、21~22欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。

23 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成20年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)で一定の方をいいます。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)をいいます。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

【扶養控除額】

区分	控除額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族	63万円
老人扶養親族	同居老親等 58万円 同居老親等以外 48万円

24 基礎控除

あなたの令和5年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの令和5年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

【基礎控除額】

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

事例1

5 第三表の山林の **収入金額** や **所得金額** などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」から転記します。

特例適用条文

この事例では、「概算経費控除の特例」(措法30条)の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に「30」と書きます。

なお、条文の「項・号」について分からない場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

事例1

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「①譲渡価額の総額(収入金額)」のA欄に記載した金額を右のように転記します。

所得金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑱山林所得金額」のB欄に記載した金額を右のように転記します。

なお、この山林所得の金額が赤字の場合には、他の各種所得の金額(土地建物等の譲渡による譲渡所得の金額、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額などを除きます。)の黒字からその赤字を控除することができます(損益通算)。

損益通算は、その所得によって通算する順序が決まっていますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

また、赤字の所得が数多くある場合には、「損益の通算の計算書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)を使用して計算することもできます。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA2401

住所: Y市〇〇町1-10
氏名: オオサカ 太郎

特例適用条文: 措法 30

収入金額	山林	25,000,000
所得金額	山林	7,820,000

第三表(令和四年分以降適用) ○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出し

合計所得金額 (7ページ参照)

山林所得がある場合の合計所得金額は、次のイとロの合計額です。

イ 第一表の所得金額等「⑫合計」欄の金額

ロ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑱山林所得金額」B欄の金額(又は第三表の所得金額「⑰山林」欄の金額)

イ + ロ = 合計所得金額

この事例では、次のようになります。

(イの金額) (ロの金額) (合計所得金額)

4,930,000円 + 7,820,000円 = 12,750,000円

事例1

山林所得収支内訳書(計算明細書)

譲渡者住所: Y市〇〇町1-10
氏名: オオサカ 太郎
譲渡者住所: Y市〇〇町1-10
氏名: オオサカ 太郎

特例適用条文	合計	内訳
山林の所在地番		措法 30 条 K市〇〇町××1228
面積	3.2	皆伐・間伐
樹種	杉	60年
樹齢	80	年
本数	3,000	本
譲渡した先		K市〇〇町××1-2-3
譲渡した年月日		〇〇製材(株)
譲渡山林を植林・購入した時期		R5年11月10日
譲渡価額の総額(収入金額)	① A 25,000,000円	25,000,000円
伐採費など	② 8,360,000円	8,360,000円
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③	
計(②+③)	④ 8,360,000円	8,360,000円
差引(①-④)	⑤ 16,640,000円	16,640,000円
取得費、管理費など	⑥ 8,320,000円	8,320,000円
概算経費率による場合	⑦	
概算経費率による場合	⑧	
③以外の専従者控除額	⑨	
計(⑦+⑧+⑨)	⑩	
被災事業用資産の損失の金額	⑪	
必要経費	⑫ 16,680,000円	16,680,000円
森林計画特別控除	⑬	
収入金額基準額	⑭	
所得基準額	⑮	
⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯	
差引金額	⑰ 8,320,000円	8,320,000円
特別控除額	⑱ 500,000円	
山林所得金額	⑲ B 7,820,000円	

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

(資7-6-1-A4統一) (平成28年分以降用)

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の所得金額等〔⑫合計〕欄に記載した金額(6ページ参照)と所得から差し引かれる金額〔⑳合計〕欄に記載した金額(9ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑳欄の金額 = A
として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。
次に⑥欄から⑦欄までの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧⑨欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥欄から⑦欄までの金額から順次差し引いてください。
次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧⑨欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます。)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑳欄の金額(1,160,000円)が⑫欄の金額(4,930,000円)から引ききれれていますから、その残額である3,770,000円を⑦欄に書き、⑦⑧欄の金額は、そのまま⑧⑨欄に転記します。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

23ページの「4 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦欄) 所得税の税率 控除額 総合課税の所得金額に対する税額
3,770,000円 × 0.2 - 427,500円 = 326,500円(⑧⑨欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

22ページの「1 山林所得に対する所得税の税額表」を参照してください。

課税される所得金額(⑧欄) 所得税の税率 山林所得金額に対する税額
7,820,000円 × 0.05 = 391,000円(⑨欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

所得 分離 課税 金額	短期譲渡 一般分	⑥⑥	
	短期譲渡 軽減分	⑥⑦	
	長期譲渡 一般分	⑥⑧	
	長期譲渡 特定分	⑥⑨	
	長期譲渡 軽減分	⑦⑦	
	一般株式等の譲渡	⑦①	
	上場株式等の譲渡	⑦②	
	上場株式等の配当等	⑦③	
	先物取引	⑦④	
	山林	⑦⑤	7820000
退職	⑦⑥		
税金 の 計算 額	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)	⑫	4930000
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑳)	⑳	1160000
	⑫ 対応分	⑦⑦	3770000
	⑥⑥⑦ 対応分	⑦⑧	000
	⑥⑧⑨⑦ 対応分	⑦⑨	000
	⑦①② 対応分	⑧⑦	000
	⑦③ 対応分	⑧⑧	000
	⑦④ 対応分	⑧⑨	000
	⑦⑤ 対応分	⑧⑩	7820000
	⑦⑥ 対応分	⑧⑪	000

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金 の 計算 額	⑦⑦ 対応分	⑧⑫	326500
	⑦⑧ 対応分	⑧⑬	
	⑦⑨ 対応分	⑧⑭	
	⑧⑦ 対応分	⑧⑮	
	⑧⑧ 対応分	⑧⑯	
	⑧⑨ 対応分	⑧⑰	391000
	⑧⑩ 対応分	⑧⑱	
	⑧⑪ 対応分	⑧⑲	
	⑧⑫から⑧⑲までの合計 (申告書第一表の⑤に転記)	⑧⑳	717500

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)

確定申告書		FA2203
フリガナ	オオサカ タロウ	生年月日 3 4 1 1 1 0 9
氏名	大阪 太郎	世帯主の氏名 大阪太郎
会社員	○	世帯主との続柄 本人
整理番号		電話番号 ×××-△△△-〇〇〇〇
課税される所得金額 (⑫-⑳)又は第三表 上の⑤に対する税額 又は第三表の⑧	③①	717500
配当控除	③②	
住宅借入金等特別控除	③③	
政党等寄附金等特別控除	③④	00
住宅耐震改修特別控除等	③⑤	
差引所得税額 (③①-③②-③③-③④-③⑤)	④①	717500
災害減免額	④②	
再差引所得税額(基準所得税額) (④①-④②)	④③	717500
復興特別所得税額 (④③×2.1%)	④④	15067
所得税及び復興特別所得税の額 (④③+④④)	④⑤	732567
外国税額控除等	④⑥	
源泉徴収税額	④⑧	255700
申告納税額 (④⑤-④⑥-④⑧)	④⑨	476800
予定納税額 (第1期分・第2期分)	⑤①	
第3期分納める税金 の税額 (④⑨-⑤①) 還付される税金	⑤②	476800
修正申告 修正前の第3期分の税額 (還付の場合は△を記載)	⑤③	
第3期分の税額の増加額	⑤④	00
公的年金等以外の 合計所得金額	⑤⑤	
配偶者の合計所得金額	⑤⑥	
専従者給与(控除)の合計額	⑤⑦	
青色申告特別控除額	⑤⑧	
雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額	⑤⑨	
未納付の源泉徴収税額	⑤⑩	
本年分で差し引く繰越損失額	⑤⑪	
平均課税対象金額	⑤⑫	
変動・臨時所得金額	⑤⑬	
申告期限までに納付する金額	⑤⑭	00
延納届出額	⑤⑮	000

転記します。

延納の届出
第一表の「⑤⑮納める税金」の2分の1以上の金額を令和6年3月15日(金)までに納付することにより、その残額を、令和6年5月31日(金)まで延納することができます。
なお、延納期間中は利子税がかかります。

「③②配当控除」、「③④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「③⑤～③⑦政党等寄附金等特別控除」、「③⑧～④⑩住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

④① 差引所得税額
③①欄に転記した税額から③②欄、③③欄、③④欄、③⑤～③⑦欄、③⑧～④⑩欄の金額を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④③ 再差引所得税額(基準所得税額)
④①欄の金額から「④②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、
④⑤ 所得税及び復興特別所得税の額
④③欄の金額に2.1%を乗じた金額(1円未満の端数を切り捨てた金額)を④④欄に書いてください。
また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④⑧ 源泉徴収税額
第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④⑧源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(8ページ参照)。

④⑨ 申告納税額
④⑤欄の金額から「④⑥～④⑦外国税額控除等」、「④⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。
黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。
赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。